

複製 産業廃棄物収集運搬業許可証

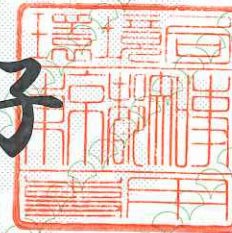
住所 東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

氏名 東京レンタル協同組合
代表理事 徳田 昌彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 2月23日

許可の有効年月日 平成33年 2月22日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、動物系固形不要物、
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（以上9種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥（油脂回収できるものを除く）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず（以上6種類）

2 積替え保管施設

住所：東京都墨田区東墨田一丁目9番1号 積替え保管面積：4959.32㎡ 最大保管高さ：1.70m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
汚泥（油脂回収できるものを除く）	一斗缶288個：5.68㎡	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ペール缶24個：0.432㎡
廃酸	一斗缶48個：0.948㎡	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る）	かご車1個：1.13㎡
廃アルカリ	一斗缶48個：0.948㎡	汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	ペール缶24個：0.432㎡
廃プラスチック類	7Lコンバグ1個：0.970㎡	保管量合計	11.67㎡
金属くず	かご車1個：1.13㎡		

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 2月23日 新規許可
平成28年 2月23日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

